

2020 年 10 月 6 日
関西電力株式会社

設計及び工事の計画認可を受けた燃料体に係る共用について

1. はじめに

これまで、複数プラント・号炉で燃料設計が共通の場合、燃料体設計認可では対象プラント・号炉を併記して認可を受け、燃料体検査においても複数プラント・号炉を対象とした合格証を受領して、対象号炉間で燃料体を共用していた。

一方、2020 年 4 月 1 日の原子炉等規制法の改正において、燃料体に関しても設計及び工事の認可申請を行うことが定められ、単独プラント・号炉での申請・認可となっている。このため、これに倣い、燃料体の認可後の運用が、単独プラント・号炉のみに制限された場合、事業者の柔軟な事業運営に支障を来たす。

2. 燃料体に係る共用化運用について

原子炉等規制法において、燃料体も含めた原子炉施設に係る工事は、認可を受けた（又は届出をした）工事の計画に従って行われたものであること及び技術基準への適合するものであることについて、原子力規制委員会の確認を受けることになっている。

このため、これらの確認がなされるのであれば、それ以降の利用に制限がないものと判断できる。

したがって、当該プラントおよび号炉における燃料体の使用前確認を受けた以降であれば、他プラント・号炉であっても同じ設計の燃料体であることを条件に、利用して差し支えないと考えている。

なお、本件については昨年 11 月 20 日の面談で検査制度移行に係る質問事項として確認させていただいており、当時、使用前事業者検査のやり方だけの話であり、使用前確認の中で明確に説明がなされれば支障はないと考える旨の回答を得ていたものである。

この具体的な対応方法として、高浜発電所第 3 号機および第 4 号機で燃料を共用する場合、両号炉は同じ設計の燃料体であるため、使用前確認申請においては 3, 4 号機として 1 本で申請し、燃料体の運用として共用可能とする方法があると考えている。

また、その場合、今後、共用するプラント・号炉を追加する場合には、新たに共用化するプラントを含めた形で使用前確認申請を行うものと考えている。

以 上